



平成29年3月30日

各位

会社名 株式会社東理ホールディングス
(コード番号 5856 東証第2部)
代表者名 代表取締役社長 福村 康廣
問合せ先 取締役 萩原 隆一
(TEL. 03-5524-7851)

反訴の提起に関するお知らせ

当社は、本日、平成28年12月27日付「反訴の決議に関するお知らせ」にて情報開示いたしましたとおり、当社が提起されている訴訟に関連して、当社子会社である㈱ウィッツを原告とし須田正則外10名に対する反訴の提起をいたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 反訴を提起した裁判所
大阪地方裁判所

2. 反訴を提起した相手の概要

名称又は氏名	所在地	代表者の役職・氏名
須田 正則	広島県福山市	—
株式会社ホームティーチャーサポート	北九州市小倉北区船場町2-10	代表取締役 永山 周太郎
秀志学館株式会社	香川県高松市亀井町8-11	代表取締役 明石 光央
株式会社教育支援システム	兵庫県加東市社1487-2	代表取締役 臼井 欣之
株式会社WIN&WIN	さいたま市浦和区北浦和1-2-18	代表取締役 古田 修一
安藤 俊喜	愛知県知多郡武豊町	—
株式会社H. T. Sホームティーチャーサポート	広島市東区若草町10-11	代表取締役 黒木 雄大
有限会社HTサポート	島根県松江市菅田町180	代表取締役 恒松 徹
山下 さち	愛媛県松山市	—
丹羽 豊	京都市南区	—
谷 昇	大阪府泉佐野市	—

3. 反訴の内容

- (1)内容：須田正則外10名に対する損害賠償請求
- (2)請求金額：6億0800万7856円

4. 反訴に至るまでの経緯

須田正則外10名は、当社子会社である㈱ウィッツが運営しているウィッツ青山学園高等学校で行っていた体験型スクーリング（ユニバーサルスタジオジャパンでのつり銭の計算を「数学」、バスの中での洋画鑑賞を「英語」の履修扱いにすることなど）を実施したことによりスクーリングを再度実施しなければならなくなったこと及びそれに伴い新年度募集を停止せざるを得なくなったことなどは、㈱ウィッツの親会社である当社の内部統制システム構築義務違反、任務懈怠及び不法行為であるとして損害賠償を主張しており、当社及び当社子会社に対して訴訟を提起してきました。

これに対し、当社及び当社子会社は、体験型スクーリングの実施（本校の開校以来伊賀市（教育特区審議会）の了承のうえ実施されて来たもの）に関しては、平成26年5月において、既に、反訴原

告から反訴被告らLETSキャンパス各校に対し「今後はすべて授業型のスクーリングを行う」旨通知がなされたところ、これに対する猛烈な反発が寄せられたため、反訴原告はこれに応じざるを得なくなり、授業型スクーリングと体験型スクーリングの選択制をとらざるを得なくなったものであります。

また、新年度募集を停止せざるを得なくなったことに関しては、反訴被告らが主張しているような法令違反は、反訴原告が招いたものというよりは、反訴被告らが反訴原告との本件各契約に違反して、反訴原告からの指示に従わず、結局法令の定める基準にしたがってスクーリング等が行われなかったことに因るものであります。

以上のように、現在進行中の本件訴訟において、須田正則外10名が虚偽の事実に基づき訴訟提起したことが証拠上明らかと判断するに至りましたので、須田正則外10名の不当提訴につき6億0800万7856円の損害賠償を求める反訴を平成29年3月30日に提起いたしました。

5. 今後の見通し

当社といたしましては、裁判で粛々と当社の正当性を明らかにする所存です。

なお、業績に与える影響は現在精査中であり、必要に応じて開示いたします。

(参考) 平成28年12月16日付「当社に対する損害賠償請求訴訟の提起に関するお知らせ」

平成28年12月27日付「反訴の提起の決議に関するお知らせ」

以上